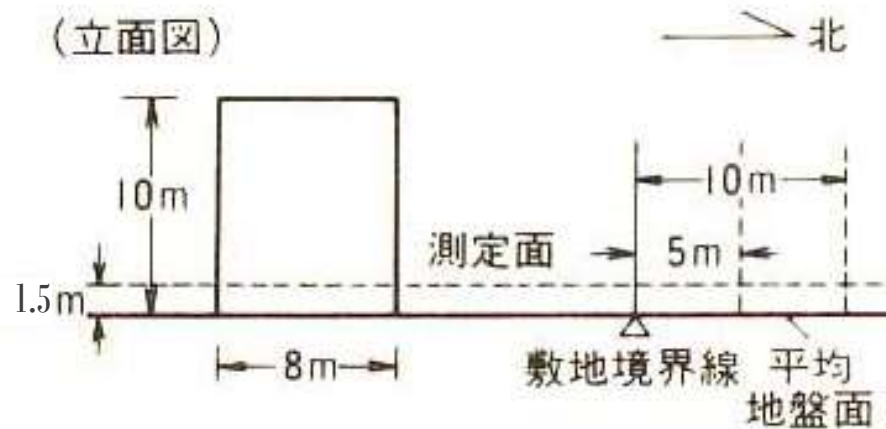


日影規制の概要(建築基準法第56条の2)

規制の概要

- ・地方公共団体の条例により、規制対象区域と規制値等を決定し、敷地境界線から一定の範囲に、一定時間以上の日影を生じさせないように規制することにより、周囲の日照の確保を目的としている。
- ・ただし、特定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合は、当該規定を適用除外とすることができる。

◇低層住居専用地域



◇対象区域

以下の地域から、地方公共団体の条例で区域を指定

第1種・第2種低層住居専用地域、
第1種・第2種中高層住居専用地域、
第1種・第2種住居地域、準住居地域、
近隣商業地域、準工業地域

※商業地域、工業地域、工業専用地域は日影規制の対象外

